

山口県周南市福祉事務所事務等移管イメーজ (生活保護について)

合併前
徳山市、新南陽市及び南防府福祉事務所所管の2町(熊毛、鹿野)が合併予定

合併後
2市及び2町が合併して「周南市」となる

山口県(本庁)
・項目別協議 (経理・医療・電算) 等
・生活保護事務に関する情報提供 等

徳山市

徳山市社会福祉事務所	
人口	103,267
保護世帯数	735
保護率	9.18

新南陽市

新南陽市社会福祉事務所	
人口	32,053
保護世帯数	129
保護率	5.21

協議(経理・医療・電算)

電算システム事前のデータ引継及び適用のための業務研修

山口県南防府福祉事務所

熊毛町	
人口	16,139
保護世帯数	37
保護率	3.16
鹿野町	
人口	4,384
保護世帯数	22
保護率	5.93
大島町	
上関町	
大和町	
田布施町	
平生町	

周南市福祉事務所

支所	・その他の旧市町役場庁舎は周南市役所の総合支所として使用
支所	・総合支所には福祉事務所分室を設け、各種の申請受付、給付等の窓口業務を行っている。
支所	

山口県南防府福祉事務所

大島町
上関町
大和町
田布施町
平生町

周南市福祉事務所事務移管スケジュール

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
県福祉担当部局による福祉事務所 設置支援 (町部との協議) 生活保護業務移管支援		↑ 14. 8~			
		↑ 14. 8~			
町より県福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
生活保護等の電算システムの移行		↑ 14. 12			

新福祉事務所
開所 15. 4. 21

Ⅱ－６ 福岡県宗像市福祉事務所

- ・ 平成１５年４月、福岡県宗像市と玄海町の合併。
- ・ 市の経験豊富なケースワーカーと旧町の派遣職員による組み合わせによる訪問活動を実施するなど、旧玄海町地域との差が生じないような配慮。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

宗像市福祉事務所

宗像市東郷１－１－１

電話番号 0940-36-7353 FAX 0940-36-5856

〈設置年月日〉

昭和５６年市制施行により宗像市福祉事務所設置

平成１５年４月１日 宗像市と玄海町の対等合併に伴い宗像市福祉事務所設置

宗像市、玄海町→「宗像市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

平成１２年４月１７日 宗像市、玄海町法定合併協議会設置

両市町の現況、課題の調整を図り、一元化を行う。

平成１４年６月 県福祉事務所への職員派遣に関する協議

１０月１日 玄海町職員１名を、引き継ぎ及び研修のため、併任辞令にて県福祉事務所へ派遣（１５年３月まで）

１０月 県福祉事務所、玄海町及び宗像市担当課の第一回合同打合せ会議
データ移管処理開始

平成１５年 ３月 県福祉事務所より事務引継ぎ

平成１５年 ４月 新福祉事務所設置

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・ 本庁舎は宗像市庁舎を利用、主だった部課が入っている。
- ・ 福祉事務所は本庁舎内に設置
- ・ 玄海町庁舎については、一部の部課が本庁舎へ移転している。
- ・ 玄海町庁舎の使用は合併後２年間のみで、平成１７年度には本庁舎に吸収される予定

〈条例規則等の整備状況〉

- ・ 宗像市福祉事務所設置条例（平成15年4月1日）
- ・ 宗像市福祉事務所処務規則（平成15年4月1日）
- ・ 宗像市福祉事務所長委任規則（平成15年4月1日）
- ・ 宗像市福祉事務所嘱託医設置要綱（平成15年4月1日）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・ 広報誌等による周知
- ・ 小学校単位に住民説明会を実施

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・ 玄海町（県福祉事務所）と宗像市福祉事務所との間にケースワークの差が生じないように、玄海町職員（1名）を派遣し研修を行った
- ・ 合併に際し、宗像市の経験豊富なケースワーカーを玄海町からの派遣職員と組み合わせることで体制強化を図った。
- ・ 査察指導員の増員を図った。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・ 社会福祉主事任用資格の未保有者については、毎年予算の範囲内で通信講座を受講させている。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

合併前の半年間、玄海町の職員1名を県福祉事務所に派遣し、ケースワークの基礎から学んだ。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

特になし。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

- ・ 平成12年4月17日の合併協議会設置後、専門部会にて両市町の課題一元化に時間を要した。
- ・ 平成14年9月の合併決定後、県福祉事務所、両市町による合同会議を数回行うとともにデータ移管を行ったが、データチェックに時間を要した。

福岡県宗像市福祉事務所
業務等移管イメージ

合併前
宗像保健福祉環境事務所
管の玄海町が宗像市に合併

合併後
玄海町と合併して「宗像市」となる

宗像市

宗像市福祉事務所	
人口	82,973
保護世帯数	348
保護率	6.30

宗像市

宗像市福祉事務所	
市役所(変更無し)	
福祉事務所は市役所内設置	

- 生活保護電算システムのデータ(玄海町分)の移管
- 窓口変更についての住民への周知・広報
- 条例・規則の制定

福岡県(本庁)

生活保護業務移管支援	
情報提供	

福岡県宗像保健福祉環境事務所

現業員研修のための職員のパイプ等

玄海町	
人口	9,987
保護世帯数	108
保護率	16.50
福岡町	
津屋崎町	
大島村	

福岡県宗像保健福祉環境事務所

福岡町	
津屋崎町	
大島村	

宗像市福祉事務所事務移管スケジュール

新福祉事務所
所開所 15. 4

事 項	24 月前	12 月前	12 月後	24 月後	36 月後
県福祉担当部局による福祉事務所 設置支援	【なし】				
生活保護業務移管支援		↑ 14. 10			
町より県福祉事務所へ職員の派遣		↑ 14. 10			
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
生活保護等の電算システムのデー タ移管		↑ 14. 10			

Ⅱ－７ 北海道函館市福祉事務所

- ・ 平成16年12月、函館市と戸井町、恵山町、楳法華村及び南茅部町が合併予定。
- ・ 合併予定の町村庁舎はそのまま支所として位置付け、旧町村管内担当の生活保護の現業員も各支所に配置予定。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

函館市中央福祉事務所 函館市東雲町4-13

函館市亀田福祉事務所 函館市美原1-26-8

電話番号 0138-21-3276 FAX 0138-27-3373

〈設置年月日〉

- ・ 平成16年12月1日
- ・ 3町1村が函館市へ編入合併
函館市、戸井町、恵山町、楳法華村及び南茅部町→「函館市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

平成15年7月1日・・・1市3町1村による任意合併協議会発足

平成15年9月1日・・・法定合併協議会発足

平成15年11月1日・・・1市3町1村各担当者による「市町村合併福祉部会」

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・ 函館市役所庁舎（従前のまま）
- ・ 合併予定の町村庁舎はそのまま支所として位置付ける。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・ 合併時に改正予定

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・ 市及び各町村の広報誌等で周知予定

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

- ・旧町村においては、経験のある現業員や査察指導員の確保が困難なことから、旧町村職員が現業員や査察指導員の業務を行えるように、研修体制等について今後検討していく予定。
- ・合併後は、当面旧町村の各職員が各々の旧町村部の職員として勤務し、旧函館市との人事交流等を行わないことから、各町村において現業員等の養成を行う必要がある。

〈必要な有資格者の確保について〉

- ・前記のとおり、各町村の職員が、そのまま合併後の旧町村部の職員となる予定としていることから、社会福祉主事任用資格の未保有者については、資格の取得等について、柔軟な対応を行えるよう、町村に提言している。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

- ・研修・派遣等については、人数・期間等について、検討中である。

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・函館市は、生活保護率が全国及び道内の平均よりも高いこともあり、合併後に生活保護業務が円滑に行われるよう、旧町村職員に対し、道庁と函館市が行う生活保護に関する研修の他、旧函館市福祉事務所で現在使用している生活保護の電算システム研修を実施する予定である。

〈人事面や組織面で今後見直しが必要な事項〉

- ・現在の検討では、合併前の道福祉事務所所管の旧町村におけるケースワーク業務については、各旧町村の職員を現業員に養成した上で実施する予定としている。しかし、要否判定等の決定について、地縁血縁等による要因が影響して実施が困難ではないかとの議論もでており、今後ケースワークの担当割りも含めて検討を行っていくこととしている。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・合併後は、旧町村役場は、市の支所として位置付けられ、さらに、旧町村管内を担当する生活保護現業員を各旧町村職員をもって配置させることから、道福祉事務所体制より、訪問活動は容易であるが、サービスの均質化等検討する内容は多い。

北海道函館市福祉事務所
事務移管イメージ

合併前

北海道渡島支庁所管の戸井町、恵山町、
樫法華村及び南茅部町と函館市が合併予
定

合併後

函館市と3町1村が合併して「函館
市」となる

北海道（渡島支庁）
・事務移管等マニュアル作成による支援
・生活保護事務に関する
情報提供
・生活保護制度関係の研修会

- 生活保護電算システムの
委嘱
- 窓口変更についての住民
への周知・広報
- 条例・規則の制定
- 生活保護に係る予算措置
等

函館市

函館市中央福祉事務所

函館市鶴田福祉事務所

渡島支庁渡島福祉事務所

渡島支庁松前出張所福祉事務所

人口	3,901	人口	4,828	人口	1,582	人口	7,510	人口	松前町	大野町
保護世帯数	38	保護世帯数	39	保護世帯数	31	保護世帯数	90	保護世帯数	福島町	砂原町
保護率	13.80	保護率	13.30	保護率	29.10	保護率	19.00	保護率	知内町	森町
									木古内町	八雲町
									上磯町	長万部町
									七飯町	鹿部町

函館市

函館市中央福祉事務所

福祉事務所は市役所内設置

函館市鶴田福祉事務所

福祉事務所は鶴田支所内設置

戸井支所

旧町村の役場はそのまま
支所として活用する。

恵山支所

また、支所では当該旧町
村区域を担当する生活保
護の現業員を配置する予
定としている。

樫法華支所

南茅部支所

渡島支庁渡島福祉事務所

渡島支庁松前出張所福祉事務所

松前町

福島町

知内町

木古内町

上磯町

七飯町

大野町

砂原町

森町

八雲町

長万部町

鹿部町

函館市福祉事務所事務移管スケジュール

新福祉事務所
所開所 16.12

事 項	24月前	12月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所 設置支援	【なし】				
生活保護業務移管支援		↑ 15.12 ~			
町(市)より県福祉事務所へ職員の 派遣	【なし】				
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】				
査察指導員任用予定者を市福祉事 務所に研修派遣	【なし】				

Ⅱ－８ 岩手県大船渡市福祉事務所

- ・ 平成13年11月、岩手県大船渡市と三陸町が合併。
- ・ 県が町村に出向き、幾度にも渡る話し合いを行ったことによる両者の信頼関係が、事務引継等を円滑にした。

【基本的事項】

〈福祉事務所名及び所在地〉

- ・ 大船渡市福祉事務所
 - ・ 大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地
- [電話]0192 - 27 - 3111 (代)、[FAX]0192 - 26 - 2299

〈設置年月日〉

- ・ 平成13年11月15日
- ・ 大船渡市、三陸町→「大船渡市」

〈市町村合併に向けた取り組み開始から合併までの主な経緯〉

- 13年5月17日・・・第1回大船渡市・三陸町合併合同検討会開催
- 7月13日・・・両市議会臨時会で大船渡市・三陸町法定合併協議会の設置議決
- 8月31日・・・合併協定書調印
- 9月 6日・・・三陸町議会定例会で合併議案議決
- 9月 7日・・・大船渡市議会臨時会で合併議案議決
- 11月14日・・・大船渡市・三陸町事務引継書調印式
- 11月15日・・・合併施行

〈福祉事務所の設置状況（建物等）について〉

- ・ 福祉事務所については、市役所本庁舎に設置（合併前と変更なし）
- ・ 市民の利便性低下防止のため、旧三陸町に支所1カ所、出張所2カ所を設置し、各種の申請受付等窓口業務を行っている。

〈条例規則等の整備状況〉

- ・ 大船渡市福祉事務所設置条例（平 12. 9. 29 改正）
- ・ 大船渡市福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（平 15. 3. 31 改正）
- ・ 大船渡市福祉事務所処務規則（平 13. 11. 14 改正）

〈住民、対象者への周知方法（広報活動等含む）〉

- ・ 平成 13 年 1 月に、各種団体、住民等を対象とした合併懇談会開催。
- ・ 平成 13 年 7 月、8 月に、小学校区単位毎に合併建設計画案等の住民説明懇談会を開催。
- ・ 合併協議の進行状況等については、「合併推進だより（平成 13 年 6 月～10 月の間に計 10 回発行）を発行し、全世帯に配布した。

【組織・人材に関する事項】

〈必要な職員数の確保や配置換えについて〉

【生活保護関係】

- ・ 合併による保護世帯数の増加によりケースワーカーを 1 名増員した。
- ・ 合併前の旧町の区域に係る相談業務は、支所（旧役場）で行うが、ケースワーカーは全員本庁に勤務することとした。

〈必要な有資格者の確保について〉

【生活保護関係】

- ・ 査察指導員、ケースワーカーともに社会福祉主事の資格が必要であるが全員有資格者が配置された。

〈県や他機関との人事交流、研修派遣等の状況〉

特になし

〈県本庁による研修等の支援施策以外の独自による取り組み〉

- ・ 本庁と支所間で、各種申請等の受付後の円滑な事務処理を行うため、FAX等を整備した。

〈特に多大な時間や労力を要した引継や事務等〉

特になし。

〈今後人事面や組織面で更に見直しが必要と考える事項〉

- ・ 保育所の入所手続き等については、管理運営上、旧大船渡市では私立（社会福祉法人）保育園であるため「本庁保健福祉課」で、旧三陸町では公立保育所であるため「三陸支所保健福祉課」で、それぞれ保育担当を配置して受付事務を行っている。

このように対住民の窓口サービスは支所に残しているが、保育所等の入所決定事務や保育料の納付書発行事務については、事務の効率化のため本庁で一括して行っており、本庁における事務量が増大していることから、今後、市本庁の増員等について検討を要するものである。

【住民サービスにおける事項】

〈事務の移管前後で、住民サービスの質に変化が生じた事例等〉

- ・ 旧市・町で異なっていたサービス提供について、サービス内容の良い（高い）方に合わせ、均一化を図った。

岩手県大船渡市福祉事務所
所事務等移管イメージ

合併前

大船渡地方振興局所管の三陸町が大船渡市に編入合併予定

合併後

三陸町と合併して「大船渡市」となる

岩手県（本庁）

- ・生活保護関係の研修会
- ・移管に係る打合せ会開催
- ・生活保護事務に関する情報提供
- ・監査以外の巡回指導研修

大船渡市

大船渡市福祉事務所

人口	36,329人
保護世帯数	79世帯
保護率	2.65%

電算システム
事前のデータ
引継

岩手県大船渡地方振興局保健福祉環境部

三陸町	
人口	8,455人
保護世帯数	21世帯
保護率	3.96%

住田町

大船渡市

大船渡市福祉事務所

三陸支所

・旧三陸町に支所1カ所、出張所2カ所設置

綾里地域振興出張所

吉浜地域振興出張所

岩手県大船渡地方振興局保健福祉環境部

住田町

大船渡市福祉事務所事務移管スケジュール

新福祉事務所
所開所 13.11

事	項	24月前	2月前	12月後	24月後	36月後
県福祉担当部局による福祉事務所 設置支援	【なし】					
生活保護業務移管支援			↑ 13.9			
町より県福祉事務所へ職員の派遣	【なし】					
県より市福祉事務所へ職員の派遣	【なし】					
生活保護等の電算システムデータの 事前引継			↑ 13.10			